

## □ 小中出席停止

### 対応のポイント

- ① 当該問題行動等の事実及びこれまでの指導経過の詳細等について細部まで確認するとともに、個別の指導記録を作成する。
- ② 教育委員会と緊密な連携をとり、指導を尽くしているか、出席停止措置後に期待される教育的効果はどうかなどについて、慎重に協議・検討する。
- ③ 児童生徒・保護者の意見聴取の機会を十分に用意する。

### 出席停止に関する法令

#### ■学校教育法■

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の1又は2以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 1 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
  - 2 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
  - 3 施設又は設備を損壊する行為
  - 4 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
- ② 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
- ③ 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手続きに関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。
- ④ 市町村教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

### 留意点

「出席停止制度」が「懲戒」と異なる点は、

- ア 出席停止制度の趣旨が、当該児童生徒の懲戒にあるのではなく、他の児童生徒の学習権の保障にあること
- イ 出席停止制度の対象が、その児童生徒本人ではなく、その保護者に対してその児童生徒の就学を停止するために行われるものであること
- ウ 出席停止制度の命令権者は、校長又は教員ではなく、市町村教育委員会であること

出席停止は就学義務に関わる重要措置のため、市町村教育委員会の権限とされている。

ただし、教育委員会はその事務を校長に専決（補助執行）させ、又は、教育長を通じて校長に委任することができる。

出席停止の命令の手続きに関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとされているので、各学校は当該教育委員会規則を確認する必要がある。

なお、本マニュアルでは、出席停止の権限が市町村教育委員会にあることを前提に記述している。

- エ 出席停止制度の対象となる学校が、公立の小・中学校に限られていることなどである。

## ① 事前の周知及び校内における継続的な指導

- 事前の説明等
  - ・学校においては、すべての保護者等に対して、生徒指導に関する基本方針等の説明会など適切な機会を捉えて、出席停止制度の趣旨に関する説明を行い、理解を促す。
- 個別の指導計画
  - ・校内に生徒指導に関するチームを編成し、問題行動の顕著な児童生徒に対する指導計画を検討する。
  - ・深刻な問題行動を起こす児童生徒については、個別の指導・説諭を行うほか、必要と認められる場合には、一定期間、校内において他の児童生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導することが考えられる。
  - ・なお、指導の実施に当たっては、保護者に実施の意義の理解を図り、協力を依頼する。
- サポートチームの編成
  - ・学校が問題を抱え込むことなく、家庭や地域社会、さらには児童相談所や警察などの関係機関との連携を密にする。実情に応じて、サポートチームなど、地域ぐるみの支援体制を整備して指導に当たる。

## ② 校内検討委員会の設置

- 指導の効果や当該児童生徒の変容、保護者の姿勢等について多角的な評価を行う。
- 出席停止を想定する場合は、当該教育委員会にこれまでの指導の経過及び指導の実施状況、当該児童生徒の変容等について報告するとともに、期間中の当該児童生徒や他の児童生徒への指導・支援に関する検討を行う。

## ③ 事前の手続き

- 保護者及び児童生徒への警告
  - ・当該児童生徒の反省や保護者の責任の自覚を促すことを目的として、学校と教育委員会が警告の実施について検討を行い、警告が必要と判断した場合には、教育委員会又は校長が保護者及び児童生徒に対して出席停止に係る事前警告を行う。
- 意見の聴取
  - ・当該児童生徒による問題行動が繰り返され、各市町教育委員会において出席停止を措置しようとする場合、当該保護者の意見を聴取しなければならない。意見聴取は、保護者と直接対面して行い、今後の指導の方針などの説明を併せて行うことが望ましい。
  - ・なお、意見聴取は主として保護者からの弁明を聞くものであり、保護者の理解と協力が得られるよう努めることが望ましい。
- 教育委員会への上申
  - ・警告後も改善が図られない場合、職員会議等において全教職員の共通理解を踏まえ、校長が教育委員会への上申を行う。
  - ・なお、その際、当該児童生徒に関する個別の指導記録を添付する。
- 措置の決定
  - ・出席停止の措置の決定は、各市町教育委員会において、問題行動の態様及び学校の実情等を踏まえ、校長の判断を尊重しつつ、保護者等からの意見聴取を行った上で措置する。
  - ・出席停止を保護者に命ずるに当たっては、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
  - ・なお、出席停止を命じた趣旨や、個別の指導計画の内容など今後の指導の方針について、保護者に十分説明することが必要である。

## ④期間中の対応

### □ 市町教育委員会及び保護者の責務

- ・各市町教育委員会は出席停止を措置する場合、学校の協力を得ながら、当該児童生徒に対する出席停止期間中の指導計画を整備して、学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りに努めることが必要である。
- ・出席停止期間中においては、当該児童生徒に対して保護者が責任をもって指導に当たることが基本であり、教育委員会及び学校が保護者に対し自覚を促し、監護の義務を果たすよう積極的に働きかけることが重要である。そのために、事前の手続き等において、個別の指導計画の内容について十分説明し、理解と協力を求めるとともに、必要に応じて、家庭環境の改善を図るため、関係機関の協力を得て支援を行う。

### □ 当該児童生徒に対する指導

#### 出席停止期間中の指導内容（例）

- ・規範意識や社会性、目的意識を培うこと。
- ・学校や学級の一員としての自覚をもたせること。
- ・学習面において基礎・基本を補充すること。
- ・悩みや葛藤を受け止めて情緒の安定を図ること。

#### 家庭の監護に問題がある場合など

- ・関係機関とのサポートチームを組織し、適切な役割分担のもとに児童生徒及び保護者への指導や援助を行う（教育委員会及び学校の職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童相談所、警察、少年安全サポーター、保護司、民生・児童委員等）。
- ・教育センターや社会教育施設等を活用し、教科の補充指導、自然体験活動、教育相談などのプログラムを行う。
- ・地域の関係機関や施設、ボランティア等の協力を得て、社会奉仕体験や勤労体験などの体験活動を行う。

### □ 他の児童生徒への指導と保護者への協力依頼

#### 事実の説明

- ・関係する児童生徒の人権やプライバシーに配慮しながら、措置に至る一連の事実について説明し、他の児童生徒の動搖が起こらないように配慮する。
- ・また、当該児童生徒が再び登校してきた場合に円滑な受け入れができるよう、友情の尊さを理解させ、協力し合って学校や学級の生活を向上させが必要であることを認識させる。

#### 学校の秩序の回復

- ・学校全体の問題点や課題、あるべき学校の姿等を全児童生徒に周知するとともに、教職員が取り組む事柄や児童生徒の努力点について、学校全体の共通理解を図る。
- ・特に、当該児童生徒と関係の深い生徒に対して、生活指導を充実すると同時に全体指導や個別指導、授業などを通して、児童生徒の自己存在感や自己有用感を高める指導を工夫する。

#### 全校の保護者への協力依頼

- ・秩序回復への学校の姿勢について周知に努め、保護者の協力を得ながら今後も学校運営を行っていくことについて協力を依頼する。

## ⑤期間後の対応

### □ 受け入れ態勢の整備

- ・当該児童生徒の状況や関わり方について、全教職員の共通理解を徹底するとともに、中心的に関わる教職員の役割分担を明確にする。
- ・学校復帰後に当該児童生徒が疎外感をもたないよう、事前に他の児童生徒に十分指導する。
- ・出席停止の期間終了後においても、保護者や関係機関との連携を強化しながら、将来に対する目的意識の醸成など、適切な指導を継続していくことが大切である。

## ⑥ 指導要録等の取り扱い

- 出席停止の措置を行った場合における指導要録取り扱い上の留意点
  - ・「出欠の記録」の「出席停止・忌引等の日数」の欄に出席停止の期間の日数が含まれ、その他の所定の欄（例えば「備考」など）に「出席停止・忌引等の日数」に関する特記事項が記入されることとなる。
  - ・「総合所見及び指導上参考となる諸事項」については、その後の指導において特に配慮を要する点があれば記入する。
  - ・対外的に証明書を作成するに当たっては、単に指導要録の記載事項をそのまま転記することは必ずしも適当でないので、証明の目的に応じて、必要な事項を記載するよう注意することが必要である。

### ① 教育委員会と学校の緊密な連携体制の構築に向けて

問題行動の認知に際しては、平素から教育委員会と学校が緊密な連携体制を構築していることが、迅速かつ的確な初期対応につながる。このような考え方に基づいて、教育委員会と学校の緊密な連携体制の構築に向けて、次のような取組を行っている例がある。

#### ① 教育委員会による生徒指導のサポートチームの派遣

学校において重大な事件・事故が発生した場合や、暴力行為などの問題行動が発生して指導が困難な場合などに、教育委員会の指導主事やスクールソーシャルワーカーや臨床心理士、弁護士、警察官OB等で構成されたサポートチームを派遣し、早い段階からの的確な対応を支援している。

#### ② 教育委員会での相談窓口の設置

教育委員会や教育センター内に、学校や教職員等を対象とした生徒指導の進め方や保護者対応などの相談窓口を開設し、問題解決の方向性について助言している。

＜文部科学省「生徒指導提要」2010年＞

## □ 懲戒処分<高停学・小中高訓告>

### 対応のポイント

- ① 当該問題行動等の事実及びこれまでの指導経過の詳細等について細部まで確認するとともに、資料にまとめる。
- ② 指導を尽くしているか、「停学・訓告」以外に教育的な指導方法はないか、慎重に協議・検討する。
- ③ 児童生徒・保護者の意見・弁明の機会を十分に用意する。
- ④ 日頃からの生活態度への指導、及び、きめ細かな保護者との連携に基づいて行う。

### 懲戒に関する法令

#### ■学校教育法■

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

#### ■学校教育法施行規則■

第26条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては、児童等の心身の発達に応する等教育上必要な配慮をしなければならない。

- 2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う。
- 3 前項の退学は、公立の小学校、中学校又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。
  - 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
  - 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
  - 三 正当の理由がなくて出席常でない者
  - 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者
- 4 第2項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

#### ■学校種による懲戒の及ぶ範囲■

校種	退学	停学	訓告
公立小・中学校	×	×	○
国・県・私立小・中学校	○	×	○
高等学校	○	○	○

※ 「訓告」とは、校長自らが児童生徒に注意を与え将来を戒めること。

※ 中等教育学校については、前期課程は中学校に、後期課程は高等学校に準ずる。

### ① 問題行動等の事実確認

- 当該問題行動等以前の指導経過について、詳細を時系列でまとめる。
- 当該問題行動等について、当該児童生徒・関係児童生徒から事実確認を行う。  
(聴取の際は、不測の事態も想定されるので、絶対に生徒を一人きりにしない。)
  - ・複数の教職員で行う。
  - ・当該児童生徒の思いや意見・弁明も傾聴する。
  - ・事実については、当該児童生徒・関係児童生徒に自書させる。
  - ・すべての事実に矛盾がないよう、細部まで確認し、事実をしっかりと確定させる。
  - ・供述の強要や体罰等絶対に行わない。
- 当該児童生徒・保護者同席の上で、再度事実確認を行う。
  - ・保護者へ事実関係の説明及び確認を行うとともに、意見・弁明を十分に聞く。
- 児童生徒が逮捕・補導された場合、保護者・警察等と連携し対応する。【「警察」参照】

## ② 対応方針協議

### 関係者による緊急対策会議の開催

- 児童生徒・保護者・教職員からの情報を集約する。
- 校内規定等に基づき、処分を検討するとともに指導内容の原案を作成する。

### 緊急職員会議の開催

- 全教職員へ周知し、共通理解を図る。
- 処分及び指導内容を決定する。
  - ・教職員全体で十分時間をかけて討議し、校長が決定する。
  - ・これまでの経過を整理し、指導を尽くしているか、「停学・訓告」以外に教育的な指導方法はないか、慎重に協議・検討する。
  - ・処分等が単なる制裁にとどまることなく、真に教育的効果をもつものとなるよう配慮するとともに、立ち直りの可能性を最大限に考慮する。
  - ・必要に応じて、再度の事情聴取や意見聴取を行う。
- 留意点
  - ・対応方針を協議する段階で、長期に渡って家庭に待機（「自宅待機」などと呼ばれる指導・措置・処分を保留した期間）させるなど、処分決定までの時間をかけ過ぎない。
  - ・処分決定までに時間を必要とする場合は、保護者の理解を求めた上で、若干の日数に限定して家庭に留め置く措置を行うことができるが、その間も担任の家庭訪問や電話連絡等、保護者との連携を保っておく。その日数は、指導方針が決定した後、停学の期間に含める。
  - ・処分が機械的にならないよう、又、社会通念上妥当なものとなるよう慎重に判断する。

## ③ 停学・訓告の通告

- 児童生徒・保護者に対して、校長が停学・訓告を通告する。
- 資料をもとに、停学・訓告に至った経過・理由を明確に説明する。
- 児童生徒・保護者の悩みや不安をしっかりと受け止め、指導・助言等を行う。
- 児童生徒・保護者の弁明及び意見表明の機会を十分に用意する。
  - ・弁明内容について、あらゆる角度から検討を行う。
  - ・新たな事実が判明した場合は、すべて確認する。
  - ・必要であれば、再度、職員会議等で審議し、校長が最終決定する。

### 当日の手順

- 1 児童生徒・保護者来校
  - ・できるだけ他の児童生徒の目に触れない時間帯を設定する。
  - ・申し渡しまでの待機場所は、応接室等、適切な場所を用意する。
- 2 生徒指導主任または担任による来校依頼理由の確認
  - ・問題行動等の事実及び来校依頼に納得しているか、再度確認する。
- 3 校長による処分通告等
  - ・校長室・応接室等、適切な場所で行う。
  - ・児童生徒・保護者を、長時間立たせたまま一方的な申し渡し等を行うことは慎む。
  - ・氏名確認、問題行動等の事実確認、処分の通告は起立して行う（ここまででは、できるだけ短時間で行う。）が、児童生徒・保護者の弁明及び意見表明、処分決定の理由や今後の指導に関する説明等については、校長・児童生徒・保護者ともに着席した状態で行う。
- 4 生徒指導主任・担任等による指導計画・内容等の詳細説明
  - ・上記の「3 校長による処分通告」終了後、別室で行うことが望ましい。また、必要に応じて、児童生徒と保護者が分かれて話をする必要もある。
  - ・停学期間中の指導方法（家庭謹慎とするのか、登校指導とするのか。）については、家庭状況を十分考慮した上で計画する。

### 保護者への対応・姿勢

- わざわざ来校いただいたことへのお礼やねぎらいの言葉を伝えるとともに、保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童生徒への支援の在り方について、共に考える。

## ④ 停 学 の 解 除

### 停学期間中の指導

- あらかじめ立案した計画に従って指導する。
  - ・共感的な態度で、生徒が自己存在感等をもつように指導する。
  - ・問題行動等に対する指導はもとより、学習支援に十分配慮する。
  - ・停学期間中に定期考査・就職試験・大学入試等がある場合は、教育的配慮をもって対応する。
- 保護者と連携して、効果的な指導を工夫する。
- いたずらに、停学期間を延ばさない。

### 停学の解除

- 教職員全体で十分な討議をし、校長が決定する。
- 生徒・保護者に対して、校長が通告する。

### 当日の手順

- 1 生徒・保護者来校
  - ・できるだけ他の生徒の目に触れない時間帯を設定する。
  - ・申し渡しまでの待機場所は、応接室等、適切な場所を用意する。
- 2 校長による解除通告等
  - ・校長室・応接室等、適切な場所で行う。
  - ・解除の通告は起立して行うが、今後の学校生活の在り方の指導等については、校長・生徒・保護者ともに着席した状態で行う。
- 3 生徒指導主任・担任等による指導・励まし等
  - ・上記の「2 校長による解除通告」終了後、別室で行うことが望ましい。また、必要に応じて、生徒と保護者が分かれて話をすることも必要である。

### 保護者への対応・姿勢

- わざわざ来校いただいたことへのお礼やねぎらいの言葉を伝えるとともに、保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該生徒への支援の在り方について、共に考える。

### 停学解除後の指導

- 解除後も継続的な指導・支援を行う。
  - ・学校での生活の様子等について、保護者への定期的な連絡を欠かさない。
- 学習や部活動等学校生活に意欲的に取り組むよう、多くの教職員が声を掛けるなど、指導の充実を図る。
- 進学・就職等の明確な進路目標をもたせる。

### 再発防止に向けた校内指導体制の充実

- 「社会で許されない行為は、学校でも許されない」とした方針・基準を共通理解
  - ・方針・基準の明確化・具体化
    - 〔「社会生活上のきまり・法を守る。」「あいさつをする。」「してはいけないことはしない。」
    - 〔「他人に迷惑をかけない。」「時間を厳守する。」「授業中の態度をきちんとする。」等
  - ・学校全体での共通理解・共通実践
    - 〔学校教育目標としての「どのような生徒を育てるか。」を共通理解
    - 〔「厳しさ」だけでなく、温かい人間関係に基づく「やさしさ」のある指導を推進

- ・毅然とした粘り強い指導
  - 〔問題行動を防止する自己指導能力を培う開発的・予防的生徒指導の充実
    - 起きた問題について、行為の過ちや責任を自覚させ、健全な成長を図る温かい指導
  - ・生徒・保護者等への方針・基準の周知徹底
- 非行防止教室の開催



## 学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方

### 体罰について

- (1) 児童生徒への指導に当たり、学校教育法第11条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においてはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。
- (2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。
- (3) 個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記（1）の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人ひとりの状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が重要である。
- (4) 児童生徒に対する有形力（目に見える物理的な力）の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというものではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではない。」としたもの（昭和56年4月1日東京高裁判決）、「生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される。」としたもの（昭和60年2月22日浦和地裁判決）などがある。
- (5) 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。
  - 放課後等に教室に残留させる（用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎても長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる）。
  - 授業中、教室内に起立させる。
  - 学習課題や清掃活動を課す。
  - 学校当番を多く割り当てる。
  - 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- (6) なお、児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

### 児童生徒を教室外に退去させる等の措置について

- (1) 単に授業に遅刻したこと、授業中学習を怠けたこと等を理由として、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させ、指導を行わないままに放置することは、義務教育における懲戒の手段としては許されない。
- (2) 他方、授業中、児童生徒を教室外に入れず又は教室から退去させる場合であっても、当該授業の間、その児童生徒のために当該授業に代わる指導が別途行われるのであれば、懲戒の手段としてこれを行うことは差し支えない。
- (3) また、児童生徒が学習を怠り、喧騒その他の行為により他の児童生徒の学習を妨げるような場合には、他の児童生徒の学習上の妨害を排除し教室内の秩序を維持するため、必要な間、やむを得ず教室外に退去させることは懲戒に当たらず、教育上必要な措置として差し支えない。
- (4) さらに、近年児童生徒の間に急速に普及している携帯電話を児童生徒が学校に持ち込み、授業中にメール等を行い、学校の教育活動全体に悪影響を及ぼすような場合、保護者等と連携を図り、一時的にこれを預かり置くことは、教育上必要な措置として差し支えない。

<文部科学省「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」2007年>

## □ 高中途退学

### 〈問題行動等による自主退学勧告・懲戒退学〉

#### 対応のポイント

- ① 当該問題行動等の事実及びこれまでの指導経過の詳細等について細部まで確認するとともに、資料にまとめる。
- ② 指導を尽くしているか、「自主退学勧告」・「懲戒による退学」以外に教育的な指導方法はないか、慎重に協議・検討する。
- ③ 生徒・保護者の意見・弁明の機会を十分に用意する。
- ④ これまでの指導の蓄積、及び、きめ細かな保護者との連携に基づいて行う。

#### 退学に関する法令

##### ■学校教育法■

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

##### ■学校教育法施行規則■

第26条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う。

3 前項の退学は、（中略）次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者

四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

第94条 生徒が、休学又は退学をしようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

##### ■山口県立高等学校等の管理に関する規則■

第20条 校長は、生徒の休学又は退学を許可しようとするときは、保護者及び保証人連署の休学願又は退学願を提出させ、理由をきかなければならない。

2 疾病により休学又は退学を許可しようとするときは、医師の診断書を提出せなければならない。

#### ① 問題行動等の事実確認

- 当該問題行動等以前の指導経過について、詳細を時系列でまとめる。
  - ・過去の指導事項や内容、保護者との連携状況、反省状況等についてまとめる。
- 当該問題行動等について、当該生徒・関係生徒から事実確認を行う。  
(聴取の際は、不測の事態も想定されるので、絶対に生徒を一人きりにしない。)
  - ・複数の教職員で行う。
  - ・当該生徒の思いや意見・弁明も傾聴する。
  - ・事実については、当該生徒・関係生徒に自書させる。
  - ・すべての事実に矛盾がないよう、細部まで確認し、事実をしっかりと確定させる。
  - ・供述の強要や体罰等は絶対に行わない。
- 当該生徒・保護者同席の上で、再度事実確認を行う。
  - ・保護者へ事実関係の説明及び確認を行うとともに、意見・弁明を十分に聴く。
  - ・動搖している保護者の心情に十分配慮した対応を心がける。
- 生徒が逮捕・補導された場合、保護者・警察等と連携し対応する。【「警察」参照】

## ② 対応方針協議

### 関係者による緊急対策会議の開催

- 生徒・保護者・教職員からの情報を集約する。
- 処分及び指導内容の原案を作成する。

### 緊急職員会議の開催

- 全教職員へ周知し、共通理解を図る。
- 処分及び指導内容を決定する。
  - ・教職員全体で十分時間をかけて討議し、校長が決定する。
  - ・立ち直りの可能性を最大限に考慮する。
  - ・必要に応じて、再度の事情聴取や意見聴取を行う。

#### 「自主退学勧告」を決定する場合

- これまでの経過を整理し、指導を尽くしているか、「自主退学勧告」以外に教育的な指導方法はないか、社会通念に照らしてもやむを得ないと認められるか、慎重に協議・検討する。

#### 「懲戒退学」を決定する場合

- これまでの経過を整理し、指導を尽くしているか、「懲戒による退学」以外に教育的な指導方法はないか、社会通念に照らしてもやむを得ないと認められるか、慎重に協議・検討する。
- 「懲戒による退学」については、学校教育法施行規則26条第3項の各号に該当するか慎重に検討する。
- 特に、同条第3項第一号における「改善の見込がない」ことが大前提となるため、「改善の見込」についてあらゆる事情や可能性を勘案して、慎重に検討する。

#### □ 留意点

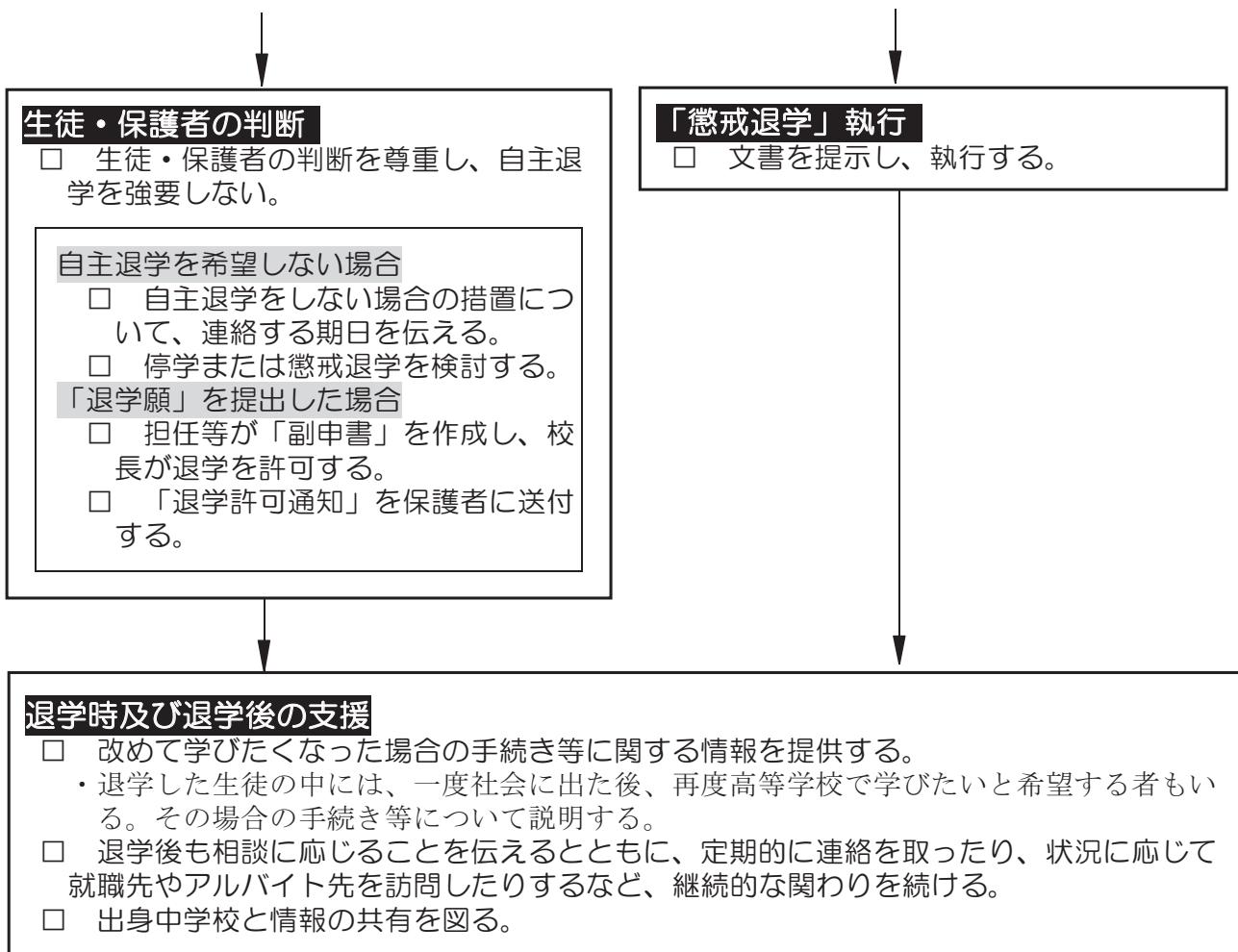
- ・対応方針を協議する段階で、長期にわたって家庭に待機（「自宅待機」などと呼ばれる指導・措置・処分を保留した期間）させるなど、処分決定まで時間をかけ過ぎない。
- ・処分及び指導内容が機械的にならないよう慎重に判断し、学校の意思決定までの間においても、担任の家庭訪問や電話連絡等、保護者との連携を保っておく。
- ・特に、入学後初めての問題行動については、安易に指導から切り離すことのないよう十分に配慮する。

### 「自主退学」の勧告

- 生徒・保護者に対して、校長が自主退学を勧告する。
- 資料をもとに、自主退学勧告に至った経過
  - ・理由を明確に説明する。
- 自主退学勧告は、強制力の伴わない指導であって、退学か在学継続かは生徒・保護者が選択できることを説明する。
- 自主退学勧告を拒否した場合の処分（停学または懲戒退学）を説明する。
- 生徒・保護者の弁明及び意見表明の機会を十分に用意する。
  - ・弁明内容について、あらゆる角度から検討を行う。
  - ・新たな事実が判明した場合は、すべて確認する。
  - ・弁明が妥当であれば、在学を継続させる措置を検討する。
- 生徒・保護者の回答の期限を設定する。

### 「懲戒退学」の通告

- 事前に教育委員会に相談する。
- 生徒・保護者の弁明及び意見表明の機会を十分に用意する。
  - ・弁明内容について、あらゆる角度から検討を行う。
  - ・新たな事実が判明した場合は、すべて確認する。
  - ・弁明が妥当であれば、在学を継続させる措置を検討する。
- 生徒・保護者の希望によっては、弁明及び意見表明のために、数日の期間を与える。
- 生徒・保護者に対して、校長が懲戒退学を伝える。
- 資料をもとに、懲戒退学に至った経過・理由を明確に説明するとともに、指導を尽くしたことを見せる。
- 懲戒退学は、生徒の法律上の教育を受ける権利を剥奪して学校外に排除する処分であり、自主退学と異なることを説明する。



## 【法】「体罰」に係る判例

### 生徒指導中生徒傷害致死事件（1996年6月25日 福岡高裁判決）

体罰を禁止しているのは、体罰がとかく感情的行為と区別し難い一面を具有している上、それらを加えられる者的人格の尊厳を著しく傷つけ、相互の信頼と尊敬を基調とする教育の根本理念と背馳しその自己否定につながるおそれがあるからであって、教師の指導が困難を加えつつある現状を前提としても、その趣旨は学校教育の現場においてなによりも尊重、遵守されなければならない。

#### 【詳細】

被告人は、生徒の間で体罰を加えることの少なくない教師として受け止められていた事が窺われ、平成7年6月14日にも、被告人が同校の一女生徒に対し教科書を持ち帰っているかどうかの確認をするためにカバンの中を見せろといって追い回し、足を引っ張って階段を引きずり降ろす等の暴行を加えるという事件を起こしたことが認められるのに、また再び今回の事件を生ぜしめたものである。高校生に対する生活指導を含め教育の現場においては当然のことながら対象者の人格の完成度が低い故に多大の忍耐力が要求されるることは多言を要しないところであり、生徒に対する懲戒権について定めた学校教育法11条がただし書で体罰を禁止しているのは、体罰がとかく感情的行為と区別し難い一面を具有している上、それらを加えられる者的人格の尊厳を著しく傷つけ、相互の信頼と尊敬を基調とする教育の根本理念と背馳しその自己否定につながるおそれがあるからであって、問題

生徒の数が増え問題性もより深化して教師の指導がますます困難の度を加えつつある現状を前提としても、その趣旨は学校教育の現場においてなによりも尊重、遵守されなければならぬことはいうまでもない。ましてや、生徒が反抗的態度を取ったからと言って、教師が感情的になって暴行を振るうことは厳に戒められるべきことである。

### 体罰生徒慰謝料請求事件（1996年9月17日 東京地裁判決）

戦後50年を経過するというのに、学校教育の現場において体罰が根絶されていないばかりか、教育の手段として体罰を加えることが一概に悪いとはいえないとか、あるいは、体罰を加えるからにはよほどの事情があったはずだというような積極、消極の体罰擁護論が、いわば国民の「本音」として聞かれることは憂うべきことである。教師による体罰は、生徒・児童に恐怖心を与え、現に存在する問題を潜在化させ解決を困難にするとともに、これによって、わが国の将来を担うべき生徒・児童に対し、暴力によって問題解決を図ろうとする気質を植え付けることとなる。

#### 【詳細】

学校教育法第11条は、校長及び教員が学生、生徒及び児童に対して懲戒を加えることを認める反面、体罰を加えることを禁止している。戦前、わが国において、軍国主義教育の一環として、体罰を用いた国家主義思想の強制がなされ、これによって民主主義と自由な論議の芽が摘み取られていったのであり、その反省として、昭和22年に制定された右学校教育法により、教育の場において体罰を懲戒手段として用いることを禁止することとしたことは、当裁判所が改めて述べるまでもない歴史的事実である。しかし、戦後50年を経過するというのに、学校教育の現場において体罰が根絶されていないばかりか、教育の手段として体罰を加えることが一概に悪いとはいえないとか、あるいは、体罰を加えるからにはよほどの事情があったはずだというような積極、消極の体罰擁護論が、いわば国民の「本音」として聞かれることは憂うべきことである。教師による体罰は、生徒・児童に恐怖心を与え、現に存在する問題を潜在化させ解決を困難にするとともに、これによって、わが国の将来を担うべき生徒・児童に対し、暴力によって問題解決を図ろうとする気質を植え付けることとなる。しかも、前記一認定の被告乙川の原告花子に対する体罰は、その態様を見てみると、教師と生徒という立場からも、また体力的にも、明らかな優位な立場にある教師による授業時間内の感情に任せた生徒に対する暴行であり、およそ教育というに値しない行為である。

<生徒指導研究会 「詳解 生徒指導必携 改訂版」2006年>

## □ 高中途退学＜自らの申し出＞

### 対応のポイント

- ① 直ちに面談の時間をもち、生徒が思い悩んでいる進路について共に考える。
- ② 管理職へ、正確な情報を迅速、確実に伝える。
- ③ 担任が一人で抱え込むことなく、組織的に対応する。
- ④ 慰留を第一とし、学業を全うするよう粘り強く指導する。

### 退学に関する法令

#### ■学校教育法施行規則■

第94条 生徒が、休学又は退学をしようとするときは、校長の許可を受けなければならぬ。

#### ■山口県立高等学校等の管理に関する規則■

第20条 校長は、生徒の休学又は退学を許可しようとするときは、保護者及び保証人連署の休学願又は退学願を提出させ、理由をきかなければならない。

2 疾病により休学又は退学を許可しようとするときは、医師の診断書を提出せなければならない。

### ① 初動対応

#### 状況等の把握

- 直ちに面談の時間をもち、当該生徒から、下記の内容について聴き取る。

- なぜ退学したいのか。
- いつから退学を考えていたのか
- 保護者には相談したのか、保護者の賛同は得られているのか。
- 退学後の具体的な進路をどう考えているのか。
- 将来をどう見通しているのか。
- 家庭環境（経済状況）はどうか。 等

・生徒の考えを否定せず、悩みを受け止め、今後について共に考える。

- 欠席している場合には、家庭訪問等を実施し、直接話を聞く。  
□ 生徒の面談後、直ちに保護者に生徒の現時点での考え方や状況を話すとともに、保護者の考え方を聞く。  
□ 家庭において十分な話し合いをするよう要請する。

### ② 対応方針協議

#### 管理職（校長・教頭）への連絡

- 5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える（メモを添えて）。

#### 関係者による緊急対策会議の開催

- 生徒・保護者・教職員からの情報を集約する。  
□ 生徒・保護者の意向を踏まえた上で、具体的な対応策を検討する。

#### 緊急職員会議の開催

- 全教職員への周知と共通理解  
□ 今後の対応策の検討と役割分担  
・今後の対応の方向性を定めた原案を用意した上で協議する。

### ③ 当該生徒・保護者への指導・支援

#### 基本的な対応

- 組織的に対応する。
  - ・担任等が一人で抱え込むことなく、管理職や学年主任等、他の教職員に当該生徒との話合いの状況を報告・相談し、助言を受けながら対応する。
  - ・副担任・部活動顧問・進路指導担当等、できるだけ複数の教職員が生徒と面談する。
  - ・生徒理解に基づき、学習・進路・生徒指導・部活動等様々な観点から支援する。
  - ・家庭環境に起因する場合、スクールソーシャルワーカーの支援を要請する。
- 生徒の将来の自立を支援することを基本とする。
- 慰留を第一とし、学業を全うするよう粘り強く指導する。
- 出身中学校と連携する。
  - ・必要に応じて、生徒理解を深めるための情報交換や指導方法を相談し、退学しないよう説得を依頼するなど、緊密に連携する。

#### 消極的な理由の場合

<怠学、経済的理由等>

- ・退学が本人のためにならない事例が多いことを踏まえて指導する。
- ・退学した後、自立（社会的・経済的・精神的）できるかどうかについて考えさせる。
- ・生徒自身が、明確な目的意識をもち、将来を見通した在り方生き方について考えることができるよう、学習・進路の両面から支援する。
- ・自己存在感や自己有用感をもつことができるよう、積極的な声掛けや指導に努める。
- ・経済的な理由による場合は、奨学金等についての情報を提供する。
- ・休学について検討する。

#### 積極的な理由の場合

<将来に対する明確な展望>

- ・将来の明確な進路の展望（具体的な職業・進学先等）があり、保護者も合意・賛成している場合には、退学することも進路の一つの選択肢として尊重し、支援する。
- ・保護者と十分に話し合いを重ね、進路変更の方向性を整える。
- ・必要に応じて、進路変更先（希望する企業・学校等）の情報提供を行ったり、雇用主や新たな進学先の学校と連絡を取ったりするなど、積極的に支援する。

### ④ 退学許可

#### 退学が許可されるまでの流れ

- ◆ 生徒または保護者からの退学の申し出
  - ↓ 学校の対応①：慰留を第一に粘り強く対応
- ◆ 保護者へ「退学願」を手交または郵送
  - ↓ 学校の対応②：粘り強く慰留または退学後の進路相談
- ◆ 保護者が「退学願」を提出
  - ↓ 学校の対応③：本人の将来を最優先した情報提供や助言
- ◆ 担任等が「副申書」を作成
  - ↓
- ◆ 校長が退学許可
  - ↓
- ◆ 「退学許可通知」を保護者に送付

#### 退学時及び退学後の支援

- 改めて学びたくなった場合の手続き等に関する情報を提供する。
  - ・退学した生徒の中には、一度社会に出た後、再度高等学校で学びたいと希望する者もある。その場合の手続き等について説明する。
- 退学後も相談に応じることを伝えるとともに、定期的に連絡を取ったり、就職先やアルバイト先を訪問したりするなど、継続的な関わりを続ける。
- 生徒が地域内にとどまることが多いことから、出身中学校と情報の共有を図る。